

一般質問



5名の議員から一般質問があり、町長及び教育長の考え方を聞きました。

町長公約について

奥 村 喜美男 議員



質問

町長は四年前の町長選挙で夢のある公約を掲げ、多くの市民の支持を得て大同合併して誕生したせたな町の初代町長に就任されました。

早速、厳しい財政状況にあ

ることから「財政非常事態宣言」を発し、職員給与削減等

により財政の健全化に努められたことは、危機感の共有が図られたものと一定の評価をします。しかし、国の三位一体改革により地方交付税の削減、公共事業の減少等が進み町財政、町経済に大きな影響が出ているところです。

町長は公約で地域バランスのとれた町づくりを主眼に置

き、特に医療、福祉、介護の整った安心して暮らせるまち、農林水産業が栄え商工・建設業が元気な勢いのあるまちをスローガンに町政を担い一期目が終わろうとしているが、掲げた公約が実行されたと思っているか、それとも実現に向けて道半ばなのか率直に伺いたい。

課題解決の成果は見え るが道半ばと思う

答弁 町長

課題は三つありました。行政サービスの向上、産業振興、そして財政の健全化です。医療・福祉・介護・子育て支援などの充実を始め、道路、上下水道、学校、公営住宅、最終処分地などの社会資本の整備、農漁業の基盤整備、担い手対策等々積極的に施策を打つてきました。平成17年度



高橋町長2期目への出馬を表明

再質問

町長は道半ばということですが、私は新人町長として政治力は未知数だが、無難に誠実にやっている、頑張っていると思っています。

世界的な経済不況の中で景気対策、雇用対策を次々と打ち出し、国民生活の安心・安全確保を図ろうとしています。

末の起債残高212億1338万円は、21年度末で179億円となる予定です。先日の新聞によりますと、自治体健全化法による20年度決算において、破綻一步手前の早期健全化団体となる道内の自治体は、10市町村と報道されていますが、当町は当面この危機を脱したものと考えています。

私は、それぞれ適切に対応

してきましたが、「地域バランスのとれたまちづくり」「財政の健全化」とともに短期間で結果の出る課題ではあります。成果は少しづつ見えてきているものの、実現にはまだ至つておらず、道半ばということになると思います。

限られた財政とはいえたま長は、この厳しい現実を町政にどう反映させるのか。強いリードーシップが求められている。骨格予算でなく本格予算を組まれた町長として、二期目に向けて並々ならぬ意欲がありであります。ここに早くに出馬表明されて町民の信頼、期待に答えるべきと思いますが、決意をお伺いしたい。

引き続き町政を担当させていただきたい
再答弁 町長

まちを取り巻く状況は、4年前に比べ大きな変化をしました。原油高騰による産業資材の値上がり、金融危機を受けた急激な景気後退、これら認識を持つています。

また、10年後の平成30年の当町の人口は7762人、高齢化率44・4%、生産人口の減少という推計もあります。

この状況に耐え得るまちづくりを進めなければなりません。

景気・雇用対策、産業振興、

地域づくりを目指しての「地域ケア構想」を精力的に策定に当たって10年後の高齢化率44・4%と推計して、75歳以上の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加することから在宅サービスの充実、介護老人福祉施設などの確保が課題であるとしています。これらの構想とあわせ、国が介護型病床を2011年度末に廃止することを決めていることを踏まえ、町として早急に特別養護老人ホームやケアハウス、小規模多機能型施設の誘致、増設、新設を検討すべきと思う

さまざまな理由から在宅での生活が困難な高齢者の受け皿として、介護老人福祉施設の整備が不可欠との考え方から、

地域ケア構想などとの計画書

過日、道内の合併市町村の研究調査が発表されました。その中で保健、医療、福祉に限ってはサービスの低下を招き、一部職員の士気の低下も目立つとまとめられています。

特に「地理的な不便さから、もともとあつたサービスの回数が減らされ、柔軟性が低下した所が多い。」とこの部分について、合併のマイナス面を指摘しています。当町も少子高齢化が進み、調査基準に相違があるものの、限界集落が多い地域です。

このような地域にあって、生まれ育った住み慣れた土地で余生を送りたい、愛するふるさとを離れたくないと思っている人々が多く、長い年月

先にせたな町医療対策審議会は、医療や介護が必要な状態になっても安心して暮らせる地域づくりを目指しての「地域ケア構想」を精力的にまとめられました。その構想策定に当たって10年後の高齢化率44・4%と推計して、75歳以上の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加することから在宅サービスの充実、介護老人福祉施設などの確保が課題であるとしています。これらの構想とあわせ、国が介護型病床を2011年度末に廃止することを決めていたい。

地域ケア構想の中でも重点施策の一つに盛り込んでおり、現在策定中のせたな町高齢者保健福祉計画、第四期介護保険事業計画でも重点的に取り組むことにしています。具体的には、町内民間業者が認知症高齢者グループホーム1ユニットの追加整備計画を、また、小規模多機能型施設につ

いても、将来構想として開設を検討中と伺っており、民間活力を生かす観点から、これらの推移を見守りたいと考えています。

また、特別養護老人ホームの入所待機者が多数いることと、寄贈者の権崎さんの意向を踏まえ、高齢者保健福祉計画、第四期介護保険事業計画にある、小規模特別養護老人ホームとして整備する考えです。

また、特別養護老人ホームの入所待機者が多数いることと、寄贈者の権崎さんの意向を踏まえ、高齢者保健福祉計画、第四期介護保険事業計画にある、小規模特別養護老人

議会だより | 6

地域の振興、発展に尽くされた先達である高齢者や様々な事情、病気により弱い立場にある町民に対し、きめ細かな政策により、この先も安心して暮らせる福祉の町づくりが喫緊の課題であると考えるが、町長の福祉政策を伺いたい。

第四期計画で問題点の改善方策を示す

再答弁 町長

第三期介護保険事業計画の中では色々な問題点が出てきました。職員体制の充実を含め、様々な問題点を今回の計画で改善したいと思っています。

現在の要支援から要介護5までの人数は577人で、これに対し第四期の計画を実施すると、405床の収容施設が整備され、医療・福祉・介護は随分充実されるとの考えから、高齢者の割合は増えますが、こうしたことを見越して対応したいと考えています。

【質問②】

生産販売があつての町有財

カラマツ21糸、トドマツ23糸、スギ42糸の計86糸が、伐採齡に達しています。

【質問④】

枝打ち、つる切りなどの必

【答弁 町長】

雇用対策のため、季節的に拡大して長期計画の下に、町有林の管理をして質の良い木を育てる機会とするべきと考えるが？

また、国の緊急雇用創出事

町有林の管理と活用、そして雇用対策は

【答弁 町長】
必要な面積は？



小平 久議員
産、過去3年間の販売実績は？

【答弁 町長】

平成20年度初めて売払い事業を実施して、複層林事業により面積4・29糸、トドマツ786m³の販売実績で、430万5千円です。

【質問③】

除間伐が必要な樹種と面積は？

【質問①】

21年度から23年度にかけて828万9千円が予定されていますが、町有林面積は2510糸あり、管理と活用を考え次の点を伺います。

伐採適齢期に達している樹種と面積は？

【質問②】

森林の間伐実施の促進に関する特別措置法に基づき、町の特定間伐等促進計画があります。京都議定書の約束期間における森林吸収量の目標を達成するため、平成20年度から5ヵ年計画で特定間伐材の取組みとして、針葉樹、広葉樹合わせた145糸の実施確保に努めます。

【質問⑤】

下草刈りが必要な面積は？

【答弁 町長】

下草刈は、植栽した苗木の育成を妨げる雑草や笹などを刈り払う作業ですが、植栽木が笹などの背丈を越える植栽後7・8年程度を目安にしており、例年20糸程度を実施しています。

【質問⑥】

雇用対策のため、季節的に拡大して長期計画の下に、町有林の管理をして質の良い木を育てる機会とするべきと考えるが？



小平 久議員

枝打ちは、節のない木材を生産するため、育成過程において下枝を計画的に切り落とすことから、15年から30年生の樹木で、打ち上げ高さ6mで施業経歴のない面積を拾い上げると、今後約200糸の枝打ちが必要だと思います。

つる切りは、通常除間伐や枝うち時、林内整備の一環として同時に施工しています。

【質問⑤】

森林は、地球温暖化防止や水源の涵養、災害の発生防止、自然環境の保全など多くの公益性を有しておりますが、かけがえのない財産です。この公益的機能を維持させる観点から、計画的な伐採と植栽を実施し、売払い収入を財源とした循環型の森林整備を継続して取組みます。このことから補助事業を活用し、関係機関と連携を図り、森林整備計画法に基づいた町有林の適正管理に努めます。

業の当町への配分予定額は、
21年度497万3千円、22・
23年度165万8千円であり、

これに必要額を上乗せし、雇用対策と森林保全の効果的な事業推進に努めます。

【再質問①】

伐採適齢期になるトドマツやスギが相当多くなつています。植林とあわせた管理が必要でないか。

【再答弁 町長】

伐期齢に達していても不十分な管理のため、その価値として見込めない森林もあります。これは、旧町・新町とも財政状況の悪化が要因です。まことに残念だと感じており、これらを回避、改善し適正な価値のある良質材を生産するための管理を徹底したいと思ひます。

【再質問②】

今後、販売の仕方を考えなければならない。町有財産としての価値、その位置づけが必要でないか。

【再答弁 町長】

不況が長引くと思われる季節的雇用で、長期間の雇用対策が必要、そして町有林の販売関係の確立をすることが求められている。天然林も1200haあり、自然環境の保全のためにも森づくり、里山づくりに季節雇用対策が有効で

伐期齢に達している面積があるの

で、現場の状況を見ながら、年次計画により、来年も7haのスギを複層林事業で実施します。

【再質問③】

除間伐の必要な10年から35年位の面積が相当ある。良質材を作る作業が大切でないか。

【再答弁 町長】

良質材の生産には、枝打ち、つる切りが必要な作業です。19年度までは町有林管理の予算は抑えられ、十分な管理が行われてこなかつたので、20年度から大幅に増やし、大きな面積の管理作業に当たつており、今年度も20年度以上の面積をこなす予算を組んでおり、懸命に町有林の管理そして山を守りたいと思います。

【再質問④】

合併後4年になりましたが、財政難と過疎の進行、基幹産業の農業と漁業の不振など明るい話題のない中、各区の歴史や文化が消えていくことに、先行き不安の声を聞きます。高齢化が進む中で、地域間の交流も少なくなっていますが、まちづくりの原点は町内会であり、それぞれの生活、文化、スポーツなど町内会活動が長い間受け継がれてきました。

【再質問④】

不況が長引くと思われる季節的雇用で、長期間の雇用対策が必要、そして町有林の販売関係の確立をすることが求められている。天然林も1200haあり、自然環境の保全のためにも森づくり、里山づくりに季節雇用対策が有効で

ないか。

【再答弁 町長】

雇用対策という面にも気を配り、あわせて環境問題にも十分意を配しながら、町有林管理を進めたいと思います。

供など温かいご協力をお願いします。

【再質問】

担当課とすれば広報を発行する中で、町内会の事業をどの程度把握しているか、わからない面が多いのではないか。積極的に町内に出かけて情報収集することが必要だと思います。その中から発信できるものがあるのではないか。

大成区「わっためがして運動会」



トピックスなど特集コーナーに掲載する

【答弁 町長】

町内会などの活動予定などを積極的に情報収集に取り組むとともに、事前に声をかけていただければ、広報スタッフが取材をさせていただき、一層地域バランスに配慮しながら今後も「トピックス」及び

「広報見聞録」で掲載し、よりよい紙面づくりに努めたいと考えています。「広報せたな」に町内会紹介コーナーを設けていたい。

3区の編集委員が情報収集している

【再答弁 町長】

大成・北檜山・瀬棚区の町内会の数は、67町内会あります。公平に全町内会を順番で掲載するには、かなりの年数がかかります。果たしてこれがいいのか。町内会活動ばかりではありませんが、タイムリーに必要なことを広報等で情報を提供することが求められるのではないかと考えます。編集委員はそれぞれ3区内等の情報を収集しながら、記

事にさせていただけると思ひます。紙面も当然限りがありますから、町内会紹介コー

町の景気・雇用対策は

江上恭司議員



質問

09年度の予算に多くの景気対策が計上されており、2次補正予算では、当町に約3億9

000万円が交付予定であり、その事業のほとんどがすでに計画されているもの、又財政が厳しいために懸案事業である事業で占められています。

国が生活防衛・景気対策のために予算を支出する觀点から見ると、大きなずれがあるようになります。

21年度の予算で地方交付税

ナーを特に設けなくても、町民に対する情報の提供は、可能な限りあります。

21年度予算で計画されている事業は、10事業で1億1630万4千円になっています。

72事業の基本的な考え方として、地方再生戦略、生活対策のメニューに沿った事業を最優先にしたものです。

地域雇用創出推進費の国の考え方は、雇用情勢や経済あるいは財政状況の厳しい地域に重点をおいて配分され、当町には1億4800万円程度が交付されます。

町の予算の60%以上を占める交付税が前年度より6900万円の減と見込み、加えて、町税も4400万円の落ち込みが予想されます。

21年度事業で進める事業数と予算額がいくらになるか、また、21年度を含めた取り組みをどう考えているのか伺います。

総合計画23事業21年度
事業で10事業

答弁 町長

交付対象事業の72事業の中
で、総合計画では23事業、予
算額1億9943万8千円、予

付税の別枠扱い部分も交付税であり、21年度全会計予算に係る全般の施策の財源として予算の編成をしました。

しかしながら、景気雇用対策については、状況を見極めながら迅速かつ切れ目のない対策を図ります。また、町内の消費の刺激策として商工会、JAが行うプレミアム付きの商品券発行事業に対し助成し、景気対策を図ります。

実施している事業を進める上で、最終的に2億円足りないことは町民の問題ではありません。町民の暮らしと生活を守るのは行政の仕事です。

21年度計画についても、今般の財政事情により、地方税

再質問

72事業のうち23事業が総合計画、20年度基金の10事業は

事業の優先順位を考え予算を編成した

答弁 町長

町の総合計画には、今後必要な事業を登載しており、財源のあるときには前倒ししても総合計画に沿った事業をこなしていくと思っています。

今、何が必要か、困っているところに使うということを認識、意識しながら今回の事業を選択しました。



今、本当に困っている所に更にお金を使うべきと考えます。富良野市では住宅リフォームに20万円の予算を組み、また、比布町では火災報知機の購入に6千円の補助をします。

合併してから4年になりますが、いまだ町の将来の見通しが出ていない、今こそ町民の意見・職員のアイデアなどを知恵を絞り、町民に喜ばれるようなお金の使い方をすべきと考えますが、再度、町長の答弁を求めます。

21年度計画についても、今般の財政事情により、地方税

が大幅に落ち込んだ状況を受け、国の生活・雇用対策の財源を有効に21年度に使うことは町民のためと考えます。

町の財政基盤がしつかりしなければ、住民サービスに対応できないこともあります。

町の財政を度外視しての事業に予算を付けることは、現状無理と考えています。

優先順位を考え、町民のための事業ということに意を配して、予算を編成しました。

第四期介護保険の取り組みは

質問

今年の4月から第四期介護保険事業が始まります。今回

の改正は介護認定者、介護施設、老健などいろいろな施設

に大きな影響ができるような変更がたくさんあります。

町の第三期介護保険事業計

画が3月で終了しますが、この計画の進捗状況、達成率はどうになっているのか伺います。

そして4月から第四期介護



受けられない、また負担増に繋がる人が出てくる可能性もあり、その対策が必要と思いますが、町長の考えを伺います。

新基準の検証結果や要介護認定者の推移で判断

答弁 町長

第三期介護保険事業計画の達成率については、何%とは申し上げられませんが、サービス全体の利用見込みは、計

画数値を下回ると思われます。その主な要因は、施設サー

ビスで見込んだ老健施設が整備に至らなかつたためです。

一方、計画数値を上回る見込

みとしては、地域密着型サービスで2つのグループホームが開設されたことがあります。

第四期介護保険事業計画の策定に当たり、介護報酬改定を見込んだ総給付費による算定など、5点を考慮した計画になっています。

認定調査は、判断基準を明確化して、基本調査で判断しきれない情報を特記事項とし

て記載するなど状況を適正に把握することになりました。要介護の認定は、半年または1年ごとの審査を行つており、対象者の認定度合いで変わります。

厚労省は、新基準での判定結果を半年から1年かけて検証することになっており、その検証結果や当町の要介護認定者の推移を見極めたうえで、対応したいと考えます。

厚労省の結果を見極めながら、どういう対応を考えているのか伺います。

実際に施設でやつてみますと、ほとんどの所で軽くなり、施設自体の収入が減っています。

利用者への助成は考えていない

再答弁 町長

要介護認定の仕組みの変更是、認定調査員の解釈にばらつきが生じているので、客観的な判断をする基準になります。

当然、介護度によってサービス・負担が変わることになりますが、介護認定に当り必要なサービスが受けられないなど、新しい認定基準が実態に合わない事案が発生したときは、厚労省に対して改善の要望など必要な対応をします。

厚労省に対してきちんと要請していくことは当然のことであり、サービス低下が起きた場合、町で今までのサービスを受けられる対策が必要であると考えますが、再度、町長の考えを伺います。

北檜山と大成の特老の園長さんとの話し合いでは、看護師の基準変更など、軽度に判定されれば施設収入が減つてくると心配していました。また、介護認定者のデイサービスでサービスを受けている認定者で、介護度1の人人が要支

援に変わり、負担増となりサービス低下に繋がります。実際に国の言つていることと現場では、大きな違いが出てきます。

デイサービス施設などには、補助しており、利用者への助成は、今のところ考えていません。さまざまなサービス、あるいは施設などサービス基盤の整備は、充実しましたので、理解をいただけたと考えています。

定住自立圏構想にどう取り組むのか

質問
定住自立圏構想は、これらの大変重要な問題になってしまいます。

合併新法が来年の3月で終わり、国としては今後、合併推進はしないと言っています。国から昨年の暮れ、突如この構想が出て、地方分権を含めたまちづくりの方向性が示されました。

この構想は道州制、基礎自治体の実態の受け皿づくりになつており、5万人以上の都市を中心に周辺自治体と契約を結び、行政と民間が財政を集中的に必要なところに投資して、機能を整備することを

基本的考え方として進めます。今後の取り組みについて三点質問します。

【質問①】現時点での檜山町村会の考え方。

【答弁 町長】

経済財政改革の基本方針2008において、中心市と周辺市町村が協定により役割を分担する定住自立圏構想の実現に向けて、政府を挙げて推進する方針が示されました。

現在、檜山管内が抱える大きな行政課題は医師不足、救急医療体制、消防無線デジタル化などがあり、課題解決のために道南圏域での連携による定住自立圏構想に積極的に取り組む必要があると考えています。

再質問

せたな町は合併して4年経っていますが、これからのまちづくりを考えるなら、やはり広域行政は必要と思いますが、町長はどう考えているか、

また、国会では7月に答申が出ており、21年度3月の委員会設置の問題も含めて、町民や議会が判断できるよう情報を的確に、提供して欲しいと思います。

【質問②】今後のスケジュールについて。

【答弁 町長】

檜山町村会としては、協議されていませんが、4月から研修会の実施や各町の担当課長等による検討会の開催や取り組み内容の洗い出しなど、

函館市と調整を行なっています。函館市と調整を行なうことになっています。

【質問③】広域行政をどうあるべきと考えているのか。

【答弁 町長】社会経済構造の変化、市町村合併の進展などに伴い、広域行政の状況は大きく異なる模様を呈しております。広域行政策は役割を終えたものと考え廃止する通知もあり、現在の枠組みを維持するか構成町と十分に協議を重ねたいと考えます。

せたな町は3町合併しましたけれど、人口1万人という規模でありますので、単独で

全ての行政課題に対応できる規模であります。せたな町は3町合併しましたけれど、人口1万人という規模でありますので、単独で

【答弁 町長】

せたな町は3町合併しましたけれど、人口1万人という規模でありますので、単独で

行政効果が十分發揮されることが大事

図りながら、対応したいと思っています。この後、さまざまな議論があると思いますが、そろそろ意見や資料等につきましては、議員に提供し、相談してまいりたいと考えています。

定住自立圏のイメージ

定住自立圏



旧大成高校施設の利活用は

大野一男議員



習施設等への転用が話題になつていました。

かれているところです。そして、一日も早い利活用にも高い関心が寄せられています。

町としても、閉校後の有効活用については、既に懸案事項として念頭に置かれています。

ことと思います。本格的な施設運用に向けて今後どのように対応していくのか、教育長の所見をお伺いします。

旧大成高校は平成6年に建設され、鉄筋コンクリート造3階建てです。延床面積2218・53m²、敷地面積7247・8m²を有し、総工事費は約6億1998万円で、起債の償還は、平成31年に完済するとのされています。

本施設はまだ築15年であり、比較的新しい建物で、立地場所が大成区の中心地に位置し隣接する農漁村総合センターとは渡り廊下で連結しています。周辺には、小・中学校、診療所、図書館、保育所などの公共施設もあります。

住民からは、有効活用について、さまざまな意見が出されていました。

され、さらには水道施設の修繕がありました。

この辺を考えると、必然的にどのような施設転用を図ることが総合的に効率的なのか、判断材料の一つになると

考えます。

懇談会において、診療所への転用も議論されたと記憶しています。

そうなりますと、総合

的に公共施設の整備を

どのように進めるのか、

この部分の教育長の答

弁は制約があると思い

ますが、診療所、あるいは消

防支署、その他の公共施設の

整備をトータルで位置付け、

しっかりととした答申を出して

いただきたい。

久遠小学校の今後の推移と高校の施設利用について、所

として、学校施設への転用も

視野に入れながら、21年度で

整理をし、町民との懇談の場を設けながら方向性を出した

こと、このように受け止めま

した。久遠小学校の耐震診断業務の経費が補正予算で計上



旧大成高校校舎

えながら、大成高校をどのように転用するかによって、大成区の公共施設の整備が図かれたいと考えています。

環境保全条例の制定は

本 多 浩 議員



ために必要な施策を、総合的かつ計画的な推進を図ることが義務づけられています。

環境の保全は一自治体、特にせたな町のような小さな自治体が実施しても、行政が立ち入り効果が上がらないという

問題もありますが、町民の環境保全意識を高め、町として取り組みを明確にするためにも条例を制定することが重要と考えます。町長の所信をお伺いします。

豊かな自然と生活環境を守っていくことは我々と我々の子孫のために重要です。しかし、無秩序な開発の名の下に自然環境が破壊されつづれるのも事実であり、環境破壊を防止することは地球規模での時代の要請であります。

このことを踏まえ、国は平成5年に環境基本法を制定し6月5日を環境の日とするとともに、地方公共団体も、国の政策に準じた自然的・社会的条件に応じた環境の保全の

られるかということを、教育委員会においても慎重に議論をしたいと考えています。

再質問

では、平成18年制定のせたな町クリーンな環境づくりに関する条例により、町民の健康で快適な生活づくりを確保し、豊かな自然を後世に引き継ぐため、環境に対する必要な事項を定め、各種取り組みが積極的に行われています。

町内において砂利採取後の地形環境が変化している地域が存在しているのは事実ですが、北海道砂利採取計画の認可に関する条例に基づき、適正な砂利の採取と確実な埋め戻しによる災害防止などが図られることがあります。町が行う管理監督されています。

町における環境保全に対する取り組みは、既に制定されているせたな町クリーンな環境づくりに関する条例により実施しますが、地域の自然環境や生活環境の保全を図ることから、国や北海道が認可、許可している事業行為に係る諸条件に違反する行為等が認められる場合は、情報提供をいただきながら関係機関に対し通報と改善要望などを行います。

クリーンな環境づくりに関する条例で対応

答弁 町長



クリーンな環境づくりに関する条例では、①現場への立地の占有者にこの条例を適用できますか。この条例以外でどのような行政措置ができるですか。

地の占有者にこの条例を適用とは可能です。町ができることを条文化し、必要に応じ改正すれば良いと考えます。私は初めから条例の完成型にこだわりません。

環境破壊に関する情報提供者に対し説明責任をどのように図りますか。

監督官庁、事業者に申し入れをする

答弁 町長

クリーンな環境づくりに関する条例の措置に関し、砂利採取については、砂利採取法で許可を受けて行う行為である条例の措置に関し、砂利採取については、砂利採取条例の中でも適用除外となつており、同条例で規制することはできません。

